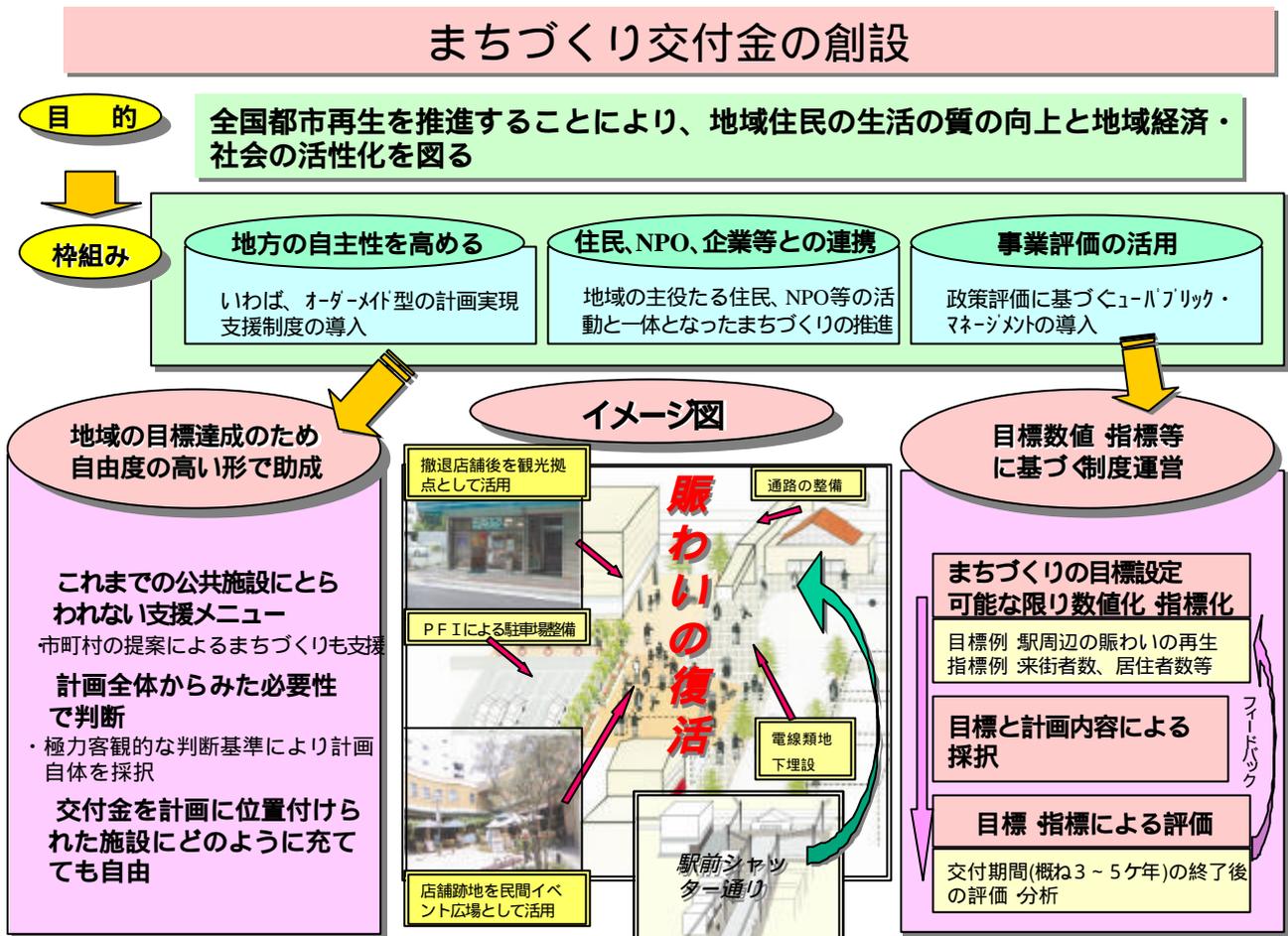


まちづくり交付金 (平成16年度新規創設)

地域の創意工夫を活かしつつ「全国都市再生」という国の最重要課題に取り組むため、従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した新たな助成措置として創設する。



【制度概要】

都市再生整備計画(仮称)の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画(仮称)を作成する。

交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)が都市再生基本方針に適合しているか否か等を判断し、年度ごとに交付金を交付。

事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等について国がチェックし公表。